

16 権利擁護

○日常生活自立支援事業

サービス内容

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供、手続きの援助等。
- ② 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払戻し、公共料金・医療費などの支払い。
- ③ 預貯金の通帳・保険証書・実印等大切な財産を金融機関の貸し金庫に保管します。

費用

上記①・②については、援助時間 30 分まで 500 円。③は年 3,000 円。この他に年会費として 3,600 円が別途必要です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

(福)成田市社会福祉協議会 〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1 保健福祉館内
電話 27-7755 FAX 27-1263

○成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、契約を本人に代わって行なったり(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つに分かれています。法定後見制度は、本人の判断能力が一定以下に低下した後に、その能力の程度や保護の範囲に応じて三つの類型(補助、保佐、後見)に分けて保護する制度です。一方、任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人に指定した人と保護してもらう内容を定め、公正証書で契約しておき、本人の判断能力が低下した後に家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、契約内容に応じた保護が開始される制度です。つまり、法定後見制度は事後的な救済であるのに対し、任意後見制度は事前的な救済という性格を持っています。詳しくは下記にお問い合わせください。

千葉家庭裁判所佐倉支部	043-484-1215
千葉県弁護士会・成田法律相談センター	043-227-8984
(社)成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043-301-7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ぱあとなあ千葉」	043-238-2866
千葉県税理士会成年後見支援センター	043-242-6323

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがない、または音信不通などにより、裁判所の手続きが困難な障がい者を支援する制度です。

制度利用については、障がい者福祉課にご相談ください。

○福祉サービスにかかる苦情解決

利用している福祉サービスについて、疑問や苦情がある場合は、まず、そのサービス事業者が設置した苦情受付担当者にお話をしてください。

提供している機関や事業者に直接苦情を言いにくい場合、あるいはどこに苦情を言ったらよいのかわからないときなど、利用者等からの相談に因するため、(福)千葉県社会福祉協議会に千葉県運営適正化委員会を設置し、運営しています。

相談窓口 千葉県運営適正化委員会 電話 043-246-0294

問い合わせ先 千葉県健康福祉指導課調整指導室 電話 043-223-2615

千葉県消費者センター 相談専用電話 047-434-0999

○障がい者虐待の防止・通報

障がいのある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、平成24年10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や養護者への支援、虐待防止などを図るための法律（「障害者虐待防止法」）がスタートしました。

「障害者虐待防止法」では、すべての人に、障がいのある人への虐待を禁止しています。特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を「障害者虐待」と定めています。

・障害者虐待の例

①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④放棄・放任⑤経済的虐待

成田市では、障がい者福祉課内に「成田市障がい者虐待防止センター」を設置しておりますので、障がい者虐待に気づいた方はご連絡をお願いします。

成田市障がい者虐待防止センター（障がい者福祉課内）

電話 0476-22-2050

FAX 0476-24-2367

(休日・平日の夜間 FAX 0476-22-6040)

○障害者差別に関する相談

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。

印旛健康福祉センター 電話 043-486-5991 FAX 043-486-2777

千葉県障害者福祉推進課 電話 043-223-1020 FAX 043-222-4133

//

Eメール sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp

○生活と仕事の総合相談

生活に困っていて、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年 4 月 1 日に設立された総合相談窓口です。成田市在住の方（生活保護を受給している方以外）どなたでも相談いただけます。相談は無料です。

暮らしサポート成田 電話 0476-20-3399

FAX 0476-23-3300

Eメール kurashi-narita@grace.ocn.ne.jp

所在地 成田市花崎町 736-62 成田市商工会館 1 階